



台東区議会議員

早川太郎



平成30年 第二回定例会 報告

<http://hayakawa-taro.com/> 随時ブログ更新中!

Vol.29

6月4日から24日間にわたって開催された第二回定例会は、「東京都台東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例」や、約4600万円の一般会計補正予算(第2回)を含む区長提出13議案を可決し、6月27日閉会しました。

すべての世代の未来のために、台東区の未来のために。今後とも区民の皆様の声をいただきながら、台東区政改革に全力で取り組んでいく決意です。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年度 一般会計補正予算 (第2回) 成立

今回の定例会では、約4600万円の一般会計補正予算(第2回)が審議され、成立しました。

第2回補正予算には、**上野「文化の杜」新構想推進事業**の費用が、新たに創設された発展的な補助事業の採択を受け、国庫補助分が直接実行委員会に助成されることとなり、**区の予算としては減額となった費用**や、**JR日暮里駅改良工事に伴い西口自転車置場の一部を谷中霊園内に移設する費用**。学校における働き方改革推進のための**プラン策定**や教員の負担軽減のための**スタッフ配置のための費用**。**根岸こどもクラブ設置のための費用**や**忍岡小学校で放課後子供教室を実施するための準備費用**などが含まれていて、必要な予算と考え賛成いたしました。今後とも、**教育環境の改善**や**子育て対策**など、より一層の充実をはかるべく、全力を尽くしてまいります。

第2回一般会計補正予算の主な事業

1. 上野「文化の杜」新構想推進事業の費用	7桁入 6550 万円
2. 日暮里駅西口自転車置場一部移設等の費用	約 1200 万円
3. 上野駅公園口周辺整備の設計費用	900 万円
4. 学校における働き方改革推進費用	約 410 万円
5. 根岸こどもクラブ設置費用	約 8200 万円
6. 放課後子供教室実施準備費用	約 280 万円

太郎のちょっとひと言

旅館業法・住宅宿泊事業法(民泊新法)について

6月15日より住宅宿泊事業法が施行され、**全国で民泊がスタート**することに伴い、国会では旅館業法の一部も改正され、同日に**旅館業法の施設基準が大幅に変更される**ことになっていました。その主な変更内容は、

- ・ホテル・旅館営業での最低客室数の基準の廃止
(1室からでも可となる)
- ・玄関帳場などの基準の緩和(帳場の設置が不要に)
- ・トイレの設備基準の緩和、などでした。

しかし、台東区では、**宿泊者の安全安心の確保**や、**周辺住民の安全で快適な生活環境を維持**するため、**区独自の施設基準を設ける**こととして。

「営業従事者が常駐できるための設備を設け、施設内で常時宿泊者等を確認できること」「**宿泊施設と住居等を区画し混在しない構造**とすること」「**施設工事着手前までに近隣住民に周知**すること」などの規制内容を含む台東区旅館業法施行条例の改正案を、法の施行に間に合うよう、**私が委員長となっている保健福祉委員会を6月4日に臨時で開催し、可決**しました。

この条例は、「**台東クオリティー**」を守っていくために、施設における人の出入りを施設内でしっかりと確認させ、緊急時に迅速に対応できるよう管理者を常駐させることや、マンションなどでは住居部分と宿泊施設の入り口やエレベーター等を分けることなど、必要な規制基準を盛り込んでいます。

また、7月25日の保健福祉委員会では、民泊の状況について、**届出受理数(7/20時点で161件)**や物件内訳(**小規模な集合住宅が多数**)、管理状況(**大半が管理者常駐型**)、公表状況(所在地等を区のホームページにて公表、毎週更新)等が報告されました。今後は、警察・消防など関係機関との連携や、届出住宅の監督・指導、**違法民泊への対応**などが課題となってきます。

民泊事業については、**宿泊者と区民の安全安心を第一に、適正な運営が推進されるよう**、これからも、他自治体の取組み等を勉強していきたいと思っております。